

議案第34号

大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(適用除外) 第4条 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして市長が定めるものについては、第2条第1項の許可を受け、又は前条の協議をすることを要しない。この場合において、それらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 (1) 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する <u>施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が<u>行う</u>農業構造の改善に関する事業の施行に係る行為又は重要文化財等の保存に係る行為（都市の風致の維持上支障があると認めて市長が定めるものを除く。）</u> (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは	(適用除外) 第4条 [同左] (1) 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する <u>施設、都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が<u>行なう</u>農業構造の改善に関する事業の施行に係る行為又は重要文化財等の保存に係る行為（都市の風致の維持上支障があると認めて市長が定めるものを除く。）</u> (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは

地方公共団体が<u>行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）若しくは基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）</u>の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、<u>電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）</u>の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第14号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものその他都市の<u>風致の維持</u>に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて市長が定めるものを除く。）	地方公共団体が<u>行なう通信業務、公衆電気通信事業、有線放送電話業務若しくは放送事業</u>の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他都市の<u>風致</u>に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて市長が定めるものを除く。）
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

風致地区内における建築物の新築等のうち市長の許可を受けること等を要しない行為の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。